

令和8年度第1回伊丹市特別職報酬等審議会

次 第

日時：令和8年（2026年）6月1日（月）

午後3時30分

場所：伊丹市役所 第2委員会室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 会長及び副会長の選出
- 5 諮問
- 6 委員及び職員紹介
- 7 傍聴要領及び傍聴定員の決定
- 8 議事
 - (1) 特別職の報酬等の額のあり方について
 - (2) 市長の成果報酬型退職手当の制度設計について
- 9 次回の日程について
- 10 その他連絡事項
- 11 閉会

伊丹市特別職報酬等審議会委員名簿

(50音順)

税理士

今井 美佳 様

関西学院大学経済学部教授

上村 敏之 様

市民（公募）

楠原 聖子 様

伊丹労働者福祉協議会

小園 善充 様

伊丹市社会福祉協議会

白井 佳之 様

伊丹市PTA連合会

竹腰 由香 様

市民（公募）

成田 真由子 様

伊丹市自治会連合会

橋本 健治 様

弁護士

帆足 智典 様

伊丹商工会議所青年部

山口 泰弘 様

伊総人給第69号
令和8年6月1日

伊丹市特別職報酬等審議会
会長 様

伊丹市長 中田 慎也

諮 問

本市行政を取り巻く環境は大きく変化し、人口減少・高齢化の進展、デジタル化の加速、市民ニーズの多様化など、急速に変容しており、課題は拡大・複雑化しております。信頼される市政を進めるためには、特別職の報酬等のあり方について、平成26年度に開催した前回の審議以降の状況変化を踏まえ、改めて検討する時期が来たと考えております。

また、市政運営について、その透明性と市民の納得感を高めるため、市長の退職手当について、客観的な意見に基づいた成果報酬型退職手当の導入を市長公約として掲げています。

そこで貴審議会に対し、下記の事項について、諮問いたします。

記

1. 特別職の報酬等のあり方について
2. 市長の成果報酬型退職手当の制度設計について

特別職の報酬等について

令和8年(2026年)6月1日
総務部人材育成室給与制度課
総合政策部 政策室

目次

1. 総論
2. スケジュール
3. 現行制度
4. 改定推移(特別職)
5. 改定推移(一般職)
6. 人事院勧告
7. 民間賃金水準

1 伊丹市特別職報酬等審議会について

「議会の議員の議員報酬の額」ならびに「市長および副市長の給料の額」に関する条例を、市長が議会に提出しようとするときには、本審議会の意見を聞くこととしており、市長の諮問に応じて審議し、答申を行うこととしています。

必要の都度、市長が委員を任命する、委員10人以内をもって組織する審議会で、以下の国の通知に基づいたものです。なお、委員の任期については、諮問にかかる審議が終了し、答申を行うときまでとなっています。

特別職の報酬等について(昭和39年5月28日自治給第208号自治事務次官通知)(抄)

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市(特別区を含む。)については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

1 地方自治法第138条の4第3項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を設置するものとする。

2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。

なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適当であること。

3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

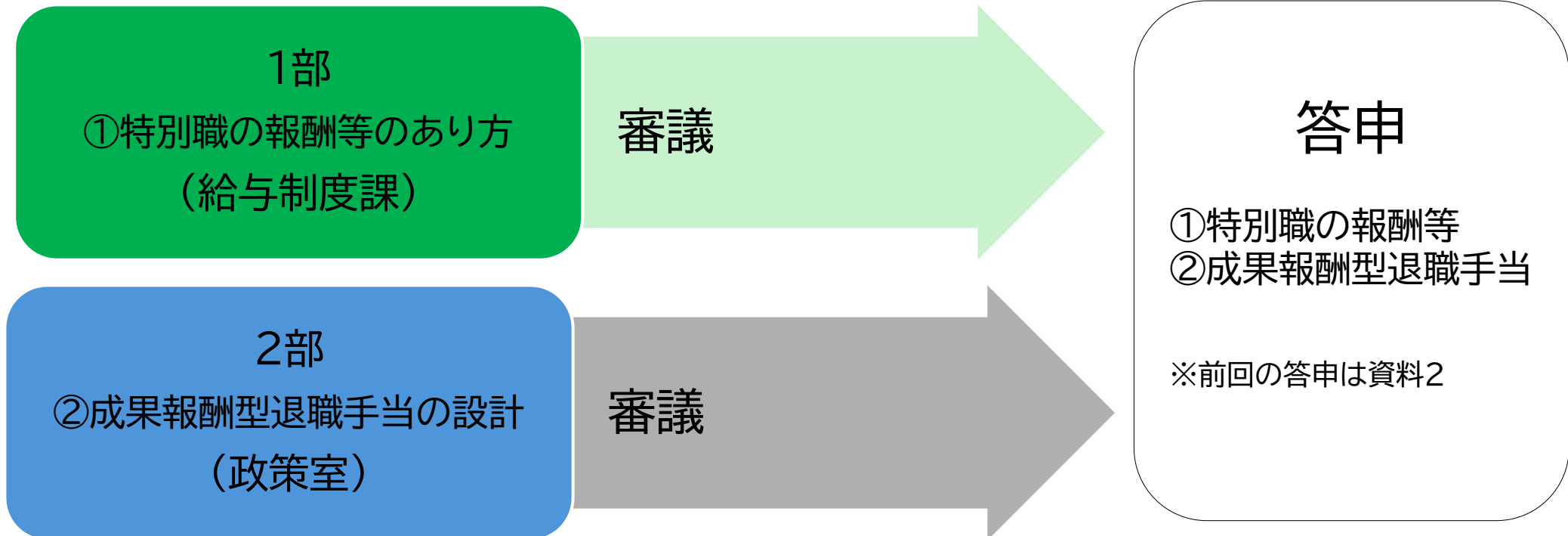
2 諮問対象及び同審議会の構成について

(1) 諮問対象

- ①市議会の議員の報酬、市長、副市長の給料額等(以下、「特別職の報酬等」)のあり方
- ②市長の成果報酬型退職手当(以下、「成果報酬型退職手当」)の設計

(2) 審議会の構成

→2部制で構成する。



(3) その他

1回あたり、2時間を予定。資料は開催前の7日前までに郵送もしくはデータ送付予定

3 スケジュールについて(特別職報酬等)

第1回

6月

現状分析と背景

- ①委員委嘱、諮問
- ②会長、職務代理者選任
- ③基礎資料に関する説明
- ④報酬等改定の基本的な方向性(増額・据置・減額等)

診断フェーズ

現状はどうか、何が問題か

第2回

8月

改定基準と根拠の決定

- ①報酬等改定の基本的な方向性(増額・据置・減額等)続
- ②考え方

設計フェーズ

何に基づいて判断するか

第3回

10月

改定の具体的実施内容

- ①報酬等改定額の改定額・基準
- ②改定の実施時期

実行フェーズ

いつ、どう実行するか

第4回

1月

改定の決定と答申内容

- ①報酬等改定額の決定
- ②行政委員会等への影響
- ③答申案の作成

補強フェーズ

その他の配慮
今後の方向性

第5回

3月

答申案の確定

答申案最終調整

審議の状況を踏まえて、スケジュールを変更する可能性があります。

4 特別職の報酬等の現行制度等について

	市長	副市長	議長	副議長	議員
給料・報酬	給料 1,036,000円	給料 857,000円	報酬 720,000円	報酬 646,000円	報酬 584,000円
期末手当 (6月・12月)	{給料月額*地域手当+給料月額*地域 手当*加算割合(条例分)+給料月額* 加算割合(規則分)}*支給月数		報酬月額*加算割合(条例分)*支給月数		
地域手当	0.08	0.08	—	—	—
通勤手当	あり	あり	なし	なし	なし

4 特別職の報酬等の改定推移について

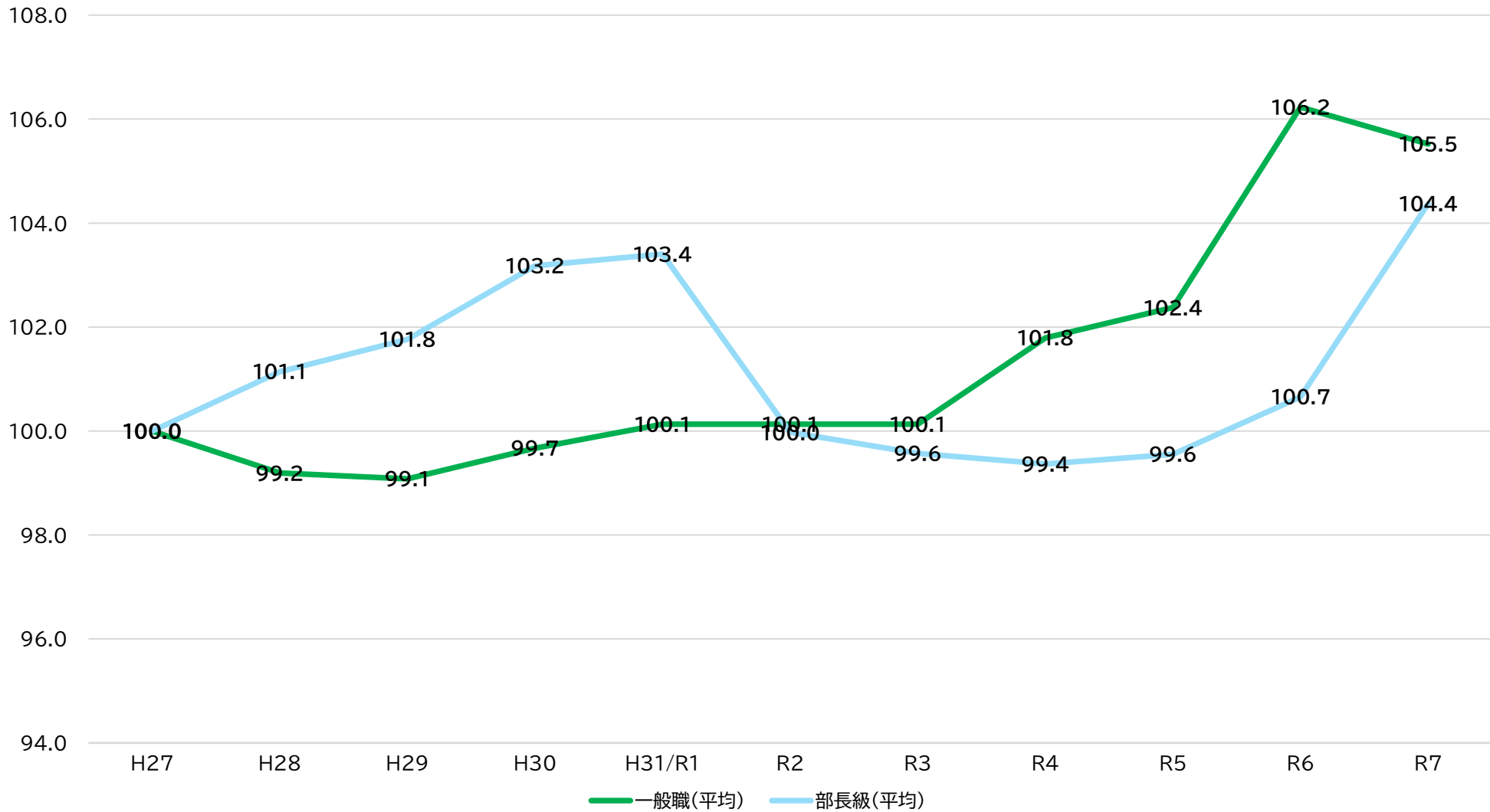
区分		H4.4.1	H6.10.1	H19.4.1	H27.4.1～R8.6現在
市長	給料	1,067,000 円	1,121,000 円	1,063,000 円	1,036,000 円
副市長	給料	882,000 円	927,000 円	879,000 円	857,000 円
議長	報酬	742,000 円	780,000 円	739,000 円	720,000 円
副議長	報酬	665,000 円	699,000 円	663,000 円	646,000 円
議員	報酬	601,000 円	601,000 円	599,000 円	584,000 円
審議会		3.12.24 4. 1.14 1.28 2. 4	6. 1.18 6.1.29 6.3.29 6.4.12 6.4.19	18.11.21 18.11.27 18.12. 5 18.12.21	26.12.3 26.12.12 26.12.24 27.1.21
答申日		4. 2.10	6. 5.10	19. 1.12	27.1.29
改定率			5.1%	△5.2%	△2.5%

改定推移（特別職）

5 一般職の改定率の推移について

H27年度の給料額を100とした場合の各年度末時点の給料額の改定率の推移

改定推移



6 人事院勧告について

伊丹市においては、人事院勧告に準拠することにより、給与改定等の職員の勤務環境を整備している。

給与勧告制度の基本的考え方

労働基本権制約の代償措置

国家公務員は、労働基本権が制約されているため、代償措置としての人事院の勧告（給与勧告）に基づき給与を決定しています。

情勢適応の原則（民間準拠）

国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要があることから、国家公務員法第28条に定める情勢適応の原則に基づき、その時々¹の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間企業従業員の給与水準と常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）を基本としています。

精緻な調査に基づく民間給与との比較

人事院は、毎年、公務と民間の給与を調査し、公務は一般の行政事務を行っている常勤の行政職俸給表(一)適用職員、民間は公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員の給与額について、主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、給与勧告を行っています。

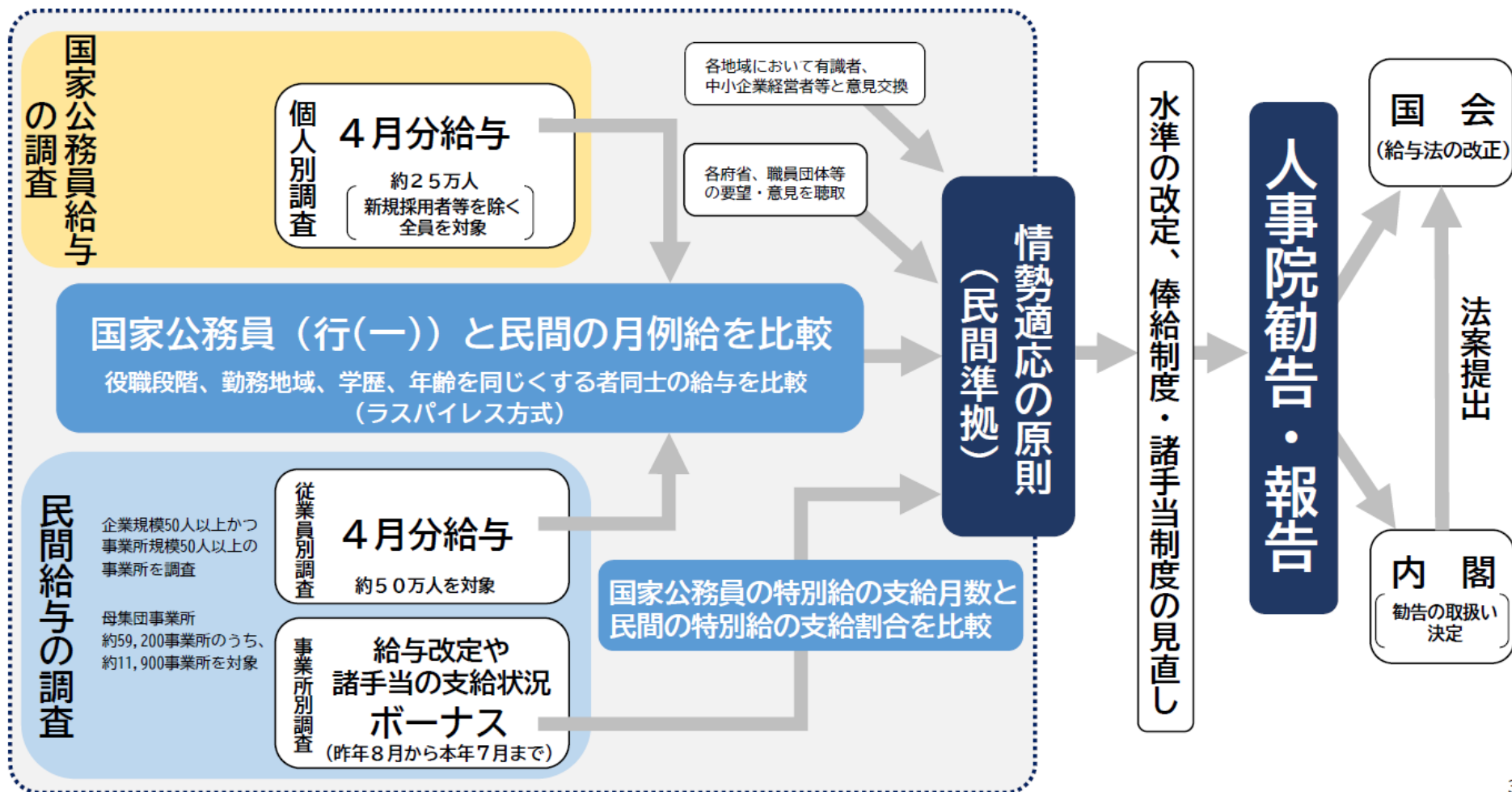
（参考）国家公務員法第28条第1項

この法律及び他の法律に基づいて定められる職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適應するように、随時これを変更することができる。その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない。

6 人事院勧告について

給与勧告の手順

- 人事院は、国家公務員の給与水準を決定するため、常勤の国家公務員と常勤の民間従業員の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。
- また、民間の特別給（ボーナス）の直近1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに国家公務員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



6 人事院勧告について

令和6年 人事院勧告・報告の概要

■ 本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

月例給 [本年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

✓ 官民較差: 11,183円(2.76%)

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

給与制度のアップデートの先行実施

【総合職(大卒)】 230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】 220,000円(+12.1%[+23,800円])

【一般職(高卒)】 188,000円(+12.8%[+21,400円])

- 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定

※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定
行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

ボーナス [直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

✓ 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

寒冷地手当 【手当額改定:令和6年4月実施、支給地域改定:令和7年4月実施】

✓ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

6 人事院勧告について

令和7年 人事院勧告・報告の概要



官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➔ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)

[令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和7年4月実施】

俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])

- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

本府省業務調整手当

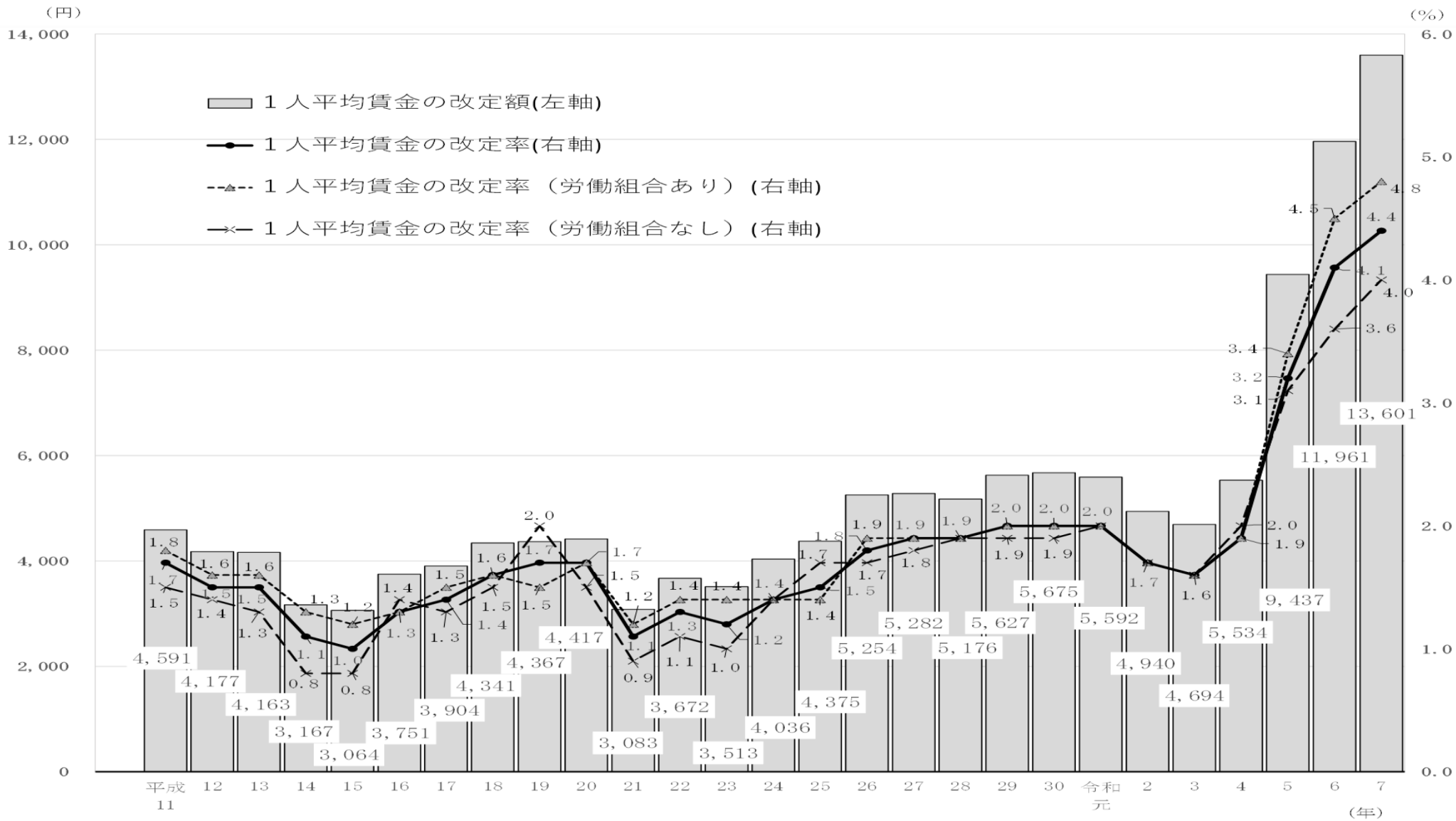
- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

特地勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特地官署等)に勤務する職員に支給される特地勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特地官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

7 民間賃金水準について

「厚生労働省：賃金引上げ等の実態に関する調査」より抜粋



注: 賃金の改定を実施した又は予定して額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業についての数値である。

民間賃金水準について

伊丹市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議し、答申するため、伊丹市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額ならびに市長および副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもつて組織し、その委員は次に掲げる者のうちから必要のつど、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 本市の区域内の公共的団体等の代表者
 - (3) 市民
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申の日までとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

伊丹市特別職報酬等審議会の運営に関する規則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、伊丹市特別職報酬等審議会条例(昭和39年伊丹市条例第45号)第4条の規定に基づき伊丹市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の委嘱)

第2条 委員の委嘱は、委嘱状を交付して行う。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は委員として表決に加わることができない。

(審議会の招集等の特例)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が選出されるまでの間は、市長が審議会を招集し、その議長は、市長が行う。

(出席要求等)

第6条 審議会は、当該諮問に係る審議について必要があるときは、説

明のため市職員の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の発言)

第7条 委員は、会長の許可を得て、審議事項について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。

2 委員の発言は、審議会の運営の方法に関する動議を除き、当該諮問に係る審議について必要な範囲を超えてはならない。

(傍聴)

第8条 審議会は、会長の許可を得てこれを傍聴することができる。ただし、審議会の決議によつてこれを秘密会とされたときは、この限りでない。

2 傍聴人は、すべて会長の指示に従わなければならない。

3 会長は、秩序保全のため、その指示に従わない傍聴人に退場を命ずることができる。

(答申)

第9条 審議会は、当該諮問に係る審議を終了したときは、その結果を文書で市長に答申するものとする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総務部人材育成室給与制度課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

伊丹市審議会等の設置及び運営に関する指針(令和6年4月制定)①

第1章総則

(目的)

第1条 この指針は、市民参画と協働によるまちづくりを一層推進するとともに、市政の透明性・公平性の向上及び行政事務の簡素化・効率化に資するため、審議会等の設置及び運営について準拠すべき基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において「附属機関」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律292号)第14条の規定に基づき、法律又は条例により市長その他の執行機関等の附属機関として設置するものをいう。

2 この指針において「その他の機関」とは、市民又は学識経験者等で構成され、市の事務について意見又は助言等を聴取するため、規則又は要綱等により設置する会議体の組織のうち、次に掲げる会議体に該当しないものをいう。

- (1) 市の職員又は関係行政機関の職員のみを構成員とする会議体
 - (2) 関係団体間の連絡調整を主たる活動内容として設置する会議体
- 3 この指針において「審議会等」とは、附属機関及びその他の機関をいう。

4 この指針において「審議等」とは、審議会等が行う審議、審査又は調査等をいう。

(附属機関の判断基準)

第3条 附属機関として条例で設置すべきものに該当するか否かを判断するための基準は、附属機関として設置することが法律で明確に定めら

れているものを除き、法制事務の手引(平成28年4月制定)における「附属機関の設置基準」によるものとする。

第2章設置

(審議会等の設置)

第4条 審議会等を新たに設置しようとするときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 行政責任の明確化及び行政の簡素化・効率化に照らし、真に必要なものに限ること。
- (2) 法律により設置が義務付けられているものを除き、既存の審議会等の活用その他、行政手段により目的が達成できないか十分検討すること。
- (3) 設置目的、所掌事項又は審議等の対象となる事項(以下「審議事項」という。)が臨時的なものである審議会等を設置しようとする場合には、できる限り設置期限を明示すること。

(審議会等の統廃合)

第5条 既に設置されている審議会等について、次に掲げる基準に該当する場合は、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 設置目的が達成されたもの
- (2) 社会経済情勢や市民ニーズ等の変化により設置の必要性が低下しているもの
- (3) 活動が著しく不活発で今後も活動の見込みがないもの
- (4) 設置目的及び所掌事項が他の審議会等と類似し、又は重複しているもの
- (5) 他の方法により代替可能なもの
- (6) 法律改正等により、廃止又は統合が可能となったもの
- (7) その他行政の簡素化・効率化の見地から廃止又は統合が望ましいもの

伊丹市審議会等の設置及び運営に関する指針(令和6年4月制定)②

第3章組織構成
(委員の選任)

第6条 審議会等の委員の選任にあたっては、当該審議会等の設置目的を踏まえて、審議会等の機能が発揮するよう、委員の固定化を防ぎ、清新かつ多様な人材を登用することとし、次の事項に留意するものとする。

(1) 専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整及び市民の意見の反映等、当該審議会等の目的が達成されるよう、市民各層又は市内外を問わず各界各層の優れた専門的知識又は経験を有する者の中から、適切な人材を選任すること。

(2) 委員数は、審議会等の効率的な運営の確保を図ることができる適正な人数とし、必要最小限とすること。

(3) 審議会等への市民の参加については、伊丹市まちづくり基本条例(平成15年伊丹市条例第1号)第14条によるほか、伊丹市審議会等の市民公募制度に関する指針(平成15年10月1日制定。以下「公募指針」という。)の定めるところにより、委員の構成に市民を加えるよう努め、市民委員の選任にあたっては公募指針第4条で定めるところによること。ただし、公募指針第5条第1項第2号の規定により、既に他の審議会等に所属している者は、市民委員に応募することができないため、市民公募委員に選任することができない。なお、地方公営企業管理者が設置する審議会等については、公募指針の適用対象外であるが、公募指針と同様の方法による選任を行うものとする。

(4) 委員への女性の登用については、市が策定する「伊丹市男女共同参画計画」の定めるところにより、積極的にその選任に努め、性別割合の均等を図ること。

(5) 年齢層が偏らないようにするとともに、第3号の規定による市民公募委員の選任の場合又はその他特別の事由がある場合(他に代わりとなる適当な人材が見あたらない場合や関係機関・関係団体に対し推薦を依頼し選任する必要がある場合等)を除き、選任時の満年齢が70歳を

超えないものとするよう努めること。

(6) 市の職員は、法令等に定めのある場合又はその他特別の事由がある場合(市の職員の選任が真に必要な場合等)を除き、委員に選任しないこと。

(7) 既に他の審議会等に所属している者を委員に選任するときは、第3号の規定による市民公募委員の選任を除き、当該選任によりその者が所属することとなる審議会等の数が3を超えないようにすること。ただし、他に代わりとなる適当な人材が見あたらない学識経験者委員等、関係機関・関係団体に対し推薦を依頼し選任された委員又は市の職員のあて職による委員については、この限りではないが、これらの委員の場合であっても、多数の審議会等に選任することのないよう、兼任の防止に努めること。

(8) 在任期間は、原則として通算10年を超えないこと。

(9) 委員の推薦を依頼する団体の固定化の回避に努めること。

(選任基準の統括)

第7条 前条に定める審議会等の委員の選任基準については、人事課長が統括する。ただし、前条第3号及び第4号に関しては、両号に係る各主管課長が各々所轄し、人事課長は両号に定める事項を含めた総合調整を行う。

2 人事課長は、選任基準の適合等に資するため、審議会等の主管課長に対し、委員情報等について、所定の方法により報告を求めることができる。

(委員の除斥)

第8条 委員が審議等の内容に直接の利害関係を有する可能性がある場合には、審議会等の議事から委員を除斥しなければならない。

伊丹市審議会等の設置及び運営に関する指針(令和6年4月制定)③

第4章運営

(会議の開催の方法)

第9条 会議は、開催場所に参集して行う方法(以下「通常会議」という。)により開催するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、審議会等が必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用した会議(以下「オンライン会議」という。)を開催することができる。

(書面による決議)

第10条 審議会等の議事は、軽易な審議事項について会議を開いて討議する必要がないと審議会等が認めるときは、会議を開いて決する方法に代えて、審議事項を記載した書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下同じ。)を委員に回付し、それに対する可否を書面により表明することを求める方法(以下「書面決議」という。)により決することができる。

(その他の機関の委員に対する謝礼等の費目)

第11条 通常会議若しくはオンライン会議の出席者又は書面決議において可否を表明した者であってその他の機関の委員に謝礼等を支払う場合は、報償費で支出するものとする。

第5章公開

(会議の公開)

第12条 審議会等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開とする。

- (1) 会議の内容に伊丹市情報公開条例(平成15年伊丹市条例第5号)第7条各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)が含まれる場合
- (2) 会議において、行政処分の妥当性に関連する審議等を行う場合
- (3) 円滑な議事運営が著しく阻害され、審議等の目的が達成できないと認められる場合

2 前項第1号又は第2号の場合において、伊丹市情報公開条例第7条の各号のいずれかに該当する情報又は行政処分の妥当性に関連する審議事項を他の審議等の内容と容易に分離できるときは、当該情報又は審議事項に係る部分を除いて公開を行うものとする。

3 審議会等は、会議を非公開とした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の公開の方法)

第13条 審議会等の会議の公開は、傍聴によるものとし、傍聴に関する手続及び遵守事項は、会長が別に定める。

2 前項に定める審議会等の会議の公開のうち、オンライン会議の公開は、原則として、出席者又は事務局の職員の一部が所在する開催場所に傍聴席を設ける方法又は開催場所とは別の会議室等に設置した情報機器に当該会議の映像及び音声を当該会議の進行と同時間的に映し出すことにより視聴に供する方法によるものとする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、視聴者が視聴者の使用に係る情報機器を用いてインターネットを介して当該会議の映像及び音声を当該会議の進行と同時間的に視聴できる手段を視聴者に提供する方法により公開を行うことができる。

伊丹市審議会等の設置及び運営に関する指針(令和6年4月制定)④

(会議録)

第14条 会議録は、会長が作成する。

2 会議録には次の事項を記載する。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) オンライン会議を開催したときは、その旨
 - (3) 出席した委員、臨時委員、専門委員及び関係人の氏名
 - (4) 議題及びその内容
 - (5) 議事の要旨
 - (6) 議決事項
 - (7) その他会長が必要と認める事項
- 3 会議録は、事務局において保存する。
- 4 書面決議を行った場合は、その旨の記録を作成すること。

(審議会等設置の周知)

第15条 執行機関等は、審議会等を設置したときは、速やかに、市の公式ホームページ(地方公営企業の公式ホームページを含む。以下「ホームページ」という。)等に次に掲げる事項を登載し、市民に周知するものとする。ただし、第4号に掲げる事項については、非公開情報が含まれる場合はこの限りでない。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 審議会等の所掌事項
- (3) 委員の人数及び任期
- (4) 委員名簿
- (5) 担当課連絡先

(会議開催の周知)

第16条 執行機関等は、審議会等が開催されるときは、会議開催予定

日の1週間前までに次に掲げる事項をホームページ等に登載し、市民に周知するものとする。ただし、緊急に開催される会議については、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) オンライン会議が開催されるときは、その旨
- (4) 議題
- (5) 傍聴の可否及び非公開とする場合はその理由
- (6) 傍聴の定員及び傍聴の受付方法
- (7) 前号に規定する傍聴に関する事項の概要
- (8) 連絡先

2 書面決議を行う場合は、書面決議を行う予定日の1週間前までに次に掲げる事項をホームページ等に登載し、市民に周知するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 書面決議を行う旨及び予定日
- (3) 書面決議を行う議題
- (4) 連絡

伊丹市審議会等の設置及び運営に関する指針(令和6年4月制定)⑤

(会議録等の公開)

第17条 執行機関等は、審議会等から会議録の写し又は答申書等(以下「会議録等」という。)の提出を受けたときは、速やかに、次に掲げる方法によりその内容を公開するものとする。ただし、会議録の内容に非公開情報が含まれている場合を除く。

(1) ホームページへの掲載

(2) 前号に掲げるもののほか、執行機関等が適切と認める方法

2 前項ただし書きの場合において、非公開情報を会議録等の他の内容と容易に分離できるときは、当該情報に係る部分を除いて公開するものとする。

3 第1項ただし書の規定により会議録等を公開せず、又は部分公開とするときは、執行機関等は、その旨及びその理由をホームページ等に掲載するものとする。

(審議会等の一覧表の公表)

第18条 市長は、市民が審議会等の設置状況等について知ることができるよう、審議会等の一覧表をホームページ上に公表するほか、必要な措置を講ずるものとする。

伊丹市特別職報酬等審議会傍聴要領(案)

(目的)

第1条 この要領は、伊丹市特別職報酬等審議会(以下「会議」という。)の運営に関して、伊丹市審議会等の設置及び運営に関する指針(以下「指針」という。)第13条第1項の規定に基づき、会議の傍聴に関して必要な事項を定める。

(傍聴定員)

第2条 会長は、会議の開催場所の規模等により傍聴者の数を制限することができる。

2 傍聴希望者が前項に規定する定員を超えるときは、抽選により傍聴者を定めるものとする。

(傍聴者の決定)

第3条 傍聴希望者は、会議の開会予定時刻30分前までに、氏名、住所を受付簿に記入し、会長の許可を得た上で傍聴することができる。

(傍聴することができない者)

第4条 次の一に該当する者は傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物、その他危険なものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、指定する傍聴席において傍聴することとする。

2 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にし、会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしない。

(2) 騒ぎ立てない。

(3) 示威的行為をしない。

(4) 飲食、喫煙をしない。

(5) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の支障となるような行為はしない。

3 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

4 傍聴者は、会長の指示に従わなければならない。

(傍聴者への資料配布)

第6条 傍聴者には、会議次第又は議題を記載した資料、その他会長が必要と認めた資料を配布するものとする。

2 前項の規定により配布した資料については、委員会終了後回収するものとする。ただし、会長が支障ないと認めた場合はこの限りでない。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、指針第12条第1項の規定に基づき、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

2 傍聴者がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

付則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。



答 申 書

特別職報酬等の額等について

平成27年1月29日

伊丹市特別職報酬等審議会

平成 27 年 1 月 29 日

伊丹市長 藤原 保幸 様

伊丹市特別職報酬等審議会
会長 藤田 昌弘

特別職報酬等の額等について（答申）

平成 26 年 12 月 3 日付伊総人給第 349 号をもって諮問のあったみだしのことについて、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 報酬等の額について

特別職の報酬等の額は、次のとおり改定することが適当である。

市 長	給料月額	1, 0 3 6, 0 0 0 円 (2 7, 0 0 0 円減)
副市長	給料月額	8 5 7, 0 0 0 円 (2 2, 0 0 0 円減)
議 長	報酬月額	7 2 0, 0 0 0 円 (1 9, 0 0 0 円減)
副議長	報酬月額	6 4 6, 0 0 0 円 (1 7, 0 0 0 円減)
議 員	報酬月額	5 8 4, 0 0 0 円 (1 5, 0 0 0 円減)

2. 改定の時期について

平成 27 年 4 月 1 日とすることが適当である。

3. 説明

(1) 改定の検討

現行の特別職の報酬等の額は、ほぼ全国の公務員給与制度において構造改革が実施された時期である平成 18 年度に当審議会を開催し、平成 19 年 4 月に改定したものであり、以来 7 年間にわたって据え置かれている。

その後、公務員給与制度に大きな変革は無かったが、昨年 8 月の人事院勧告において、国家公務員の「給与制度の総合的見直し」の実施が勧告され、先の第 187 回国会において「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」等が可決されたところである。その結果、国家公務員について平均 2% の俸給月額の引き下げ、また、地域間における給与の再配分等の平成 27 年度からの実施が決定され、今後、全国

の地方公務員においても、国家公務員の給与制度に準じた取扱いがなされるものと考えられる。

一方、現在の伊丹市の財政状況は、行財政プラン等に基づく事務事業の抜本的見直しをはじめとした着実かつ不断の改革努力により一定改善が進んでおり、平成 25 年度決算関連数値、各種財政指標より、現在は良好な状態を保っていると思われる。しかしながら、今後の少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による税収の伸び悩み、公共施設の老朽化対策等、将来的には予断を許さない状況であろう。

本審議会は、こうした地方公務員の一般職の給与水準の動向や、社会経済情勢等を踏まえ、今後予断を許さない市の財政状況を念頭に、これまでの審議会における審議経緯を継承しつつ特別職の報酬等のあり方について種々論議を重ねた。

その結果、阪神間各市並びに全国の類似団体の状況等も考慮して、報酬等の額を引き下げることが妥当であるとする中で意見が一致し、その改定基準等について慎重に審議を進めた。

なお、審議に際して次の基礎資料を使用した。

- * 伊丹市特別職報酬等審議会条例、同運営に関する規則
- * 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- * 市長等の給与に関する条例
- * 特別職の報酬月額等の改定推移
- * 阪神間各市の特別職の給料月額及び議員報酬月額等の状況
- * 類似団体の特別職の給料月額及び議員報酬月額等の状況
- * 伊丹市における特別職給与抑制状況
- * 阪神間各市の特別職報酬等審議会の開催状況
- * 平成 25 年度阪神間各市決算状況指数等一覧

(2) 改定基準の検討

ア 他団体との水準比較について

特別職のあるべき報酬等の水準、改定基準を検討するに当たっては、他の地方公共団体との比較が一つの重要な要素となる。

審議を進めるに当たり、その比較対象をどこに位置付けるかについての議論を重ねた。過去の審議会においても比較群としてきた全国の類似団体及び阪神間 6 市との比較をどのように捉えるべきかについて意見交換を行った。

まず、全国の類似団体（現行 53 団体・Ⅳ－1 群）に着目した水準比較においては、現状、伊丹市の特別職の給料・報酬月額は高い水準にあることが認識された。しかしながら、全国の類似団体の区分は人口規模と産業構造により全国で画一的に分類されるものであり、年度により区分の変更もなされること、地域特性が同一ではないと考

えられることなどから、水準比較においては、必ずしも優先すべきものとはならないとの共通認識に至った。

そのような議論を重ねる中で、他団体との水準比較を行う際、生活・経済圏を同じくする阪神間各市との比較を重要視することが、市民感覚からしても妥当であるとの判断に至った。また、阪神間各市において、特別職報酬等審議会が開催されている状況もあり、それぞれの答申内容を踏まえた水準比較も行い、伊丹市の特別職の現行の月額及び年収は阪神間で中位水準であることが確認された。

なお、団体によっては財政状況等を考慮した給料・報酬月額の減額を実施している場合もあるが、それぞれの首長・議会の独自判断によるものであるため、給料・報酬月額等のあるべき水準を考えるに当たっては、条例本則で規定される額での検討が必要であることを確認し、改定基準の検討を進めた。

また、各職個々の給料・報酬月額の水準を検討するに当たっては、特別職に係る人件費の支給総額を捉えた視点での検討も重要であるとの意見が出され、他団体との人口規模等の比較からみて、議員定数が多いのではないかとの議論が交わされたところである。

イ 改定基準の具体的検討

上記アの他団体との水準比較を行うことと併せ、改定基準を検討する際に重要となる要素は、一般職の給与改定状況との均衡である。

従前から伊丹市の特別職の報酬等については、一般職の給与と均衡を図りながら額を改定してきた経緯があり、前回の審議会答申においても、部長級職員の給与水準を基本として、一般職の職員の給与改定経過に準じることが適当であるとの判断がなされていることを確認した。

なお、過去から一般職の給与改定は、民間企業における給与水準の調査結果を基に行われる国家公務員に対する人事院勧告に準じて実施されてきている。このことは、給与水準を民間のものと均衡を図ることとなり、今後の方向性も同様であると考えられる。

それらを踏まえ、具体的な改定基準としては、前回の基準に倣い、平成 19 年度から平成 26 年度までの一般職の給与改定率を累積した率と給与制度の総合的見直しにおける部長級職員の改定率を参考に算定することが適当であるとし、具体的数値としてマイナス 2.5%が適当であるとの合意に達した。

なお、この基準で改定を行った場合においても、阪神間各市との水準比較において大きな乖離は見られず、改定基準として適当であると意見が一致したところである。

また、改定基準の具体的な検討の中で、今回の諮問の背景に国家公務員の給与改定状況も含まれているのであれば、伊丹市の特別職の給料・報酬月額と同額となる国の号俸の改定率を基準とした改定手法をとるべきとの提案もなされ、過去の経緯も踏まえ、一般職の給与改定率を用いるという考え方は、今回の審議会においても合理的であるとの

結論に達した。

(3) 改定時期の検討

国家公務員、また、伊丹市の一般職員の「給与制度の総合的見直し」の実施時期を踏まえると、平成 27 年 4 月 1 日からの実施が適当であるとの合意に達した。

4. 特別職の期末手当の算定方法について

前回の答申内容の取扱いの確認等を行う中で、市長・副市長の期末手当の算定方法については、平成 23 年 4 月より国・兵庫県の特別職に準じたものに改正されているが、議員については従前のまま改正がなされていない状況があり、委員より疑問が呈され議論が交わされた。

阪神間各市の状況を確認しても各団体における特別職間で差異は生じておらず、年収総額・報酬総額の視点からも議論が交わされ、市長・副市長の算定方法に合わせることにより、差異の解消を図るべきとの意見で一致した。

5. その他附帯事項

審議を進める過程で、以下の内容についても委員から意見が出され議論を深めたところであり、意見・論点等を附記する。

本答申の改定額は特別職の報酬等のあるべき水準を示したものであり、社会経済情勢等を考慮して、現在市長・副市長が実施されている給料カットの取扱いについては、特別職自らの判断に委ねるべきであるとして、意見が一致した。また、従前より、本審議会答申が市長・副市長、議員の報酬等の改定にとどまらず、行政委員会の委員その他の特別職の報酬額にも影響を与えていることから、これらの職の報酬額についても本答申内容に沿った対応を図るべきと考える。

今後の検討の際に参考とされることを望む。

審議会の開催状況

	開催日	内容
第1回	平成26年12月3日(水)	委員委嘱、諮問、会長・会長職務代理者選任 基礎資料に関する説明 市の行財政の状況に関する説明
第2回	平成26年12月12日(金)	追加資料に関する説明 改定の基本的な考え方について審議
第3回	平成26年12月24日(水)	追加資料に関する説明 報酬等の額の改定基準について審議 特別職の期末手当について検討
第4回	平成27年1月21日(水)	答申案について審議

伊丹市特別職報酬等審議会委員

会長	藤田 昌弘	大学教授
会長職務代理者	岡野 英雄	弁護士
	榎木 光夫	伊丹市自治会連合会
	阪部 三栄子	伊丹消費者協会
	鈴木 潤	伊丹経営者協会
	達川 聡	伊丹青年会議所
	田村 友徳	公募
	南 典子	公募
	山下 彰一	連合兵庫北阪神地域協議会伊丹地区連絡会
	吉屋 英子	伊丹商工会議所

(50音順・敬称略)

市長の成果報酬型退職手当の制度設計について

令和8年(2026年)6月1日

総合政策部 政策室

総務部 人材育成室 給与制度課

目次 Agenda

- 1 導入経緯 . . . P 4
- 2 現行の市長退職手当 . . . P 6
- 3 先進事例（概要） . . . P 8
- 4 今後のスケジュール案 . . . P 1 1

- 1 導入経緯・・・P 4
- 2 現行の市長退職手当・・・P 6
- 3 先進事例（概要）・・・P 8
- 4 今後のスケジュール案・・・P 1 1

【背景】

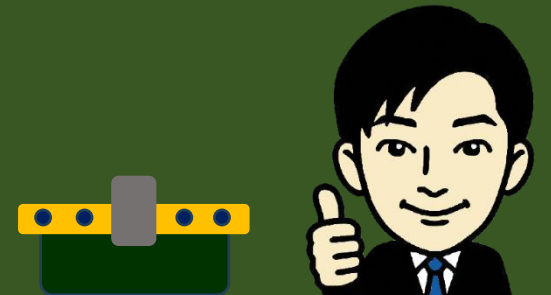
- 「人材確保の観点から相応の退職金は必要」という肯定的な意見がある一方で、「任期ごとに退職金が数千万円支給されることは、納得できない」といった否定的な意見もあるなど、様々な考えがある
- 行政の透明性が求められる中、市長の退職金を単なる功労金ではなく、「市政の成果への対価」であるべき
- 「市長退職金に成果報酬の仕組みを導入」を市長公約として掲げた

【市長公約での考え方】

- 退職金の額については、現行の支給額を上限とし、評価に応じて減額されるものとする

【効果】

- 市長退職金に対する「市民の納得感」、「市政運営の透明性」、「市政への関心の向上」



1 導入経緯 . . . P 4

2 現行の市長退職手当 . . . P 6

3 先進事例（概要） . . . P 8

4 今後のスケジュール案 . . . P 1 1

2 現行の市長退職手当

根拠条例(抜粋)

市長等の給与に関する条例（昭和31年12月4日条例第389号）
（給料及び手当）

第2条 市長等の給料月額は、次のとおりとする。

(1) 市長 1,036,000円

市長等の退職手当支給条例（昭和63年3月30日条例第13号）

（市長等の額）

第3条退職手当

市長等の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に市長等としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 市長 100分の40.0

2 前項の在職月数は、市長等となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。ただし、その月数は、48(教育長にあつては、36)を限度とする。

試算(現行制度)

$$1,036,000円 \times 48月 \times 40/100 = 19,891,200円$$

現行 給料月額 × 在職月数 × 支給割合



成績連動型

給料月額

×

在職月数

×

支給割合

×

評価率

1 導入経緯 . . . P 4

2 現行の市長退職手当 . . . P 6

3 先進事例（概要） . . . P 8

4 今後のスケジュール案 . . . P 1 1

3 先進事例(概要)

- 一般財団法人地方自治研究機構によると、市民の評価を特別職の給料または退職手当に反映させる条例を制定しているのは以下の3市 (出典：https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/156_siminhyokakyuryo.htm)

令和5年
(2023)

大阪府 寝屋川市

対象報酬：特別職（市長・副市長・教育長）の給料
 評価手法：市民意識調査
 仕組み：△30%を上限に給料を減額

令和6年
(2024)

茨城県 つくば市

対象報酬：市長の退職手当
 評価手法：インターネット投票
 仕組み：評価率に応じて退職手当を支給

令和7年
(2025)

大阪府 箕面市

対象報酬：市長の給料
 評価手法：市民意識調査
 仕組み：減額△30%から増額+10%までの範囲内で給料を決定



寝屋川市

実施時期

令和5年
(2023)

対象報酬

特別職(市長、副市長、教育長)の給料

評価手法

市民意識調査
(1問:4択)

仕組み

減額30%を上限に
給料を決定

結果

給料減額なし

つくば市

令和6年
(2024)

市長の退職手当

インターネット投票
(1問:0~100点の間(10点刻み)の点数の平均)

評価率(平均点)に応じて
退職手当を支給

62.7%の退職手当を支給

箕面市

令和7年
(2025)

市長の給料


市民意識調査
(1問:4択)

減額30%から増額10%
の範囲で給料を決定

10%給料増額

- 1 導入経緯 . . . P 4
- 2 現行の市長退職手当 . . . P 6
- 3 先進事例（概要） . . . P 8
- 4 今後のスケジュール案 . . . P 1 1**

4 今後のスケジュール案

第 1 回	第 2 回 NEXT 	第 3 回	第 4 回	第 5 回
6月	8月	10月	1月	3月
審議に向けて	評価方法について	手法について	答申(素案)について	答申について
1. 導入経緯 2. 現行の市長退職手当 3. 先進事例(概要) 4. 今後の検討スケジュール	1. 前回の振り返り 2. 先進事例 3. 評価に対する退職手当への反映について 4. その他	1. 前回の振り返り 2. その他	1. 前回の振り返り 2. その他	答申(案)の最終調整

審議の状況を踏まえて
スケジュールを変更する可能性があります